

(参考例)

工 事 協 定 書

市川市 丁目 番地に建設する(仮称) 新築工事(以下「本件工事」という。)に関し、その近隣住民(代表者、以下「甲」という。)と建築主 (以下「乙」という。)及び工事施行者 (以下「丙」という。)は、次のとおり工事協定書を締結する。

(建築物の概要)

第1条 本件建物の概要は別添図面のとおりとする。

(安全対策等)

第2条 本件工事完了まで現場に責任者を常駐させ、災害防止、紛争防止等に万全を期するものとする。責任者不在の時は、その代行者を選出してその任に当たるものとする。責任者の氏名、電話番号は甲に通知する。責任者に変更の生じた場合は、その都度通知する。

2 本件工事中、次の事項を遵守し作業を行う。

- (1) 杭打ち工事については、 工法等を採用し、その他の作業についても、騒音・振動が最小限となるような機材を使用する。
- (2) 資材等の取扱いにより発生する騒音・振動が最小限となるよう、作業の管理を行う。
- (3) 土砂の採掘等によって、地盤沈下及び家屋・塀等に亀裂や損傷が生じないように細心の注意を行う。
- (4) 工事中の安全を確保するため、防護網・養生シート・落下物防止板の設置を行う。
- (5) 工事車両の通行により道路を汚染しないよう十分配慮するとともに、万一汚損した場合は、その都度速やかに処置する。
- (6) 工事用車両の出入、通行に際しては、誘導員を置き通行人、車両等の安全を確保する。
- (7) 工事作業員と関係住民とトラブルが生じないように指導・監督する。

(工事期間)

第3条 本件工事の予定期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(休日、作業時間等)

(参考例)

第4条 原則として、日曜日・祝祭日は作業を行わない。

2 作業時間は、原則として午前 時から午後 時までとする。

3 前2項の休日、作業時間の変更が必要な下記の作業について予め予定できる場合は、事前に甲に説明する。

- (1) 天災等緊急の防災作業
- (2) 諸官庁、所轄警察署による指示、指定作業
- (3) 内部仕上げ作業で、騒音・振動が伴わない作業
- (4) 施工上、中止できない作業

(電波障害対策)

第5条 本建築物によって、テレビ電波障害が予測される場合は、事前に調査し建築物完成後に障害が認められる場合は、乙の負担において都市型ケーブルテレビの施設を利用して必要な措置を講ずる。また、工事期間中に障害が生じた場合も同様とする。

(風害)

第6条 本建築物に起因して風害が生じた場合は、甲・乙協議の上、誠意を持って解決を図る。

(補修又は損害賠償)

第7条 本建築工事に起因して、甲の家屋及び付属設備等に損傷が生じた場合には、乙及び丙の責任において補修又は損害賠償を行う。

2 乙及び丙は、工事着工前に甲の立会いのもとに甲の家屋の現状を調査し、必要な写真影響をし、両者がおのおのその写真を保管する。

(その他)

第8条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項については信義をもって誠実にこれを履行するものとする。

2 本協定に定める事項について疑義または本協定に定めのない事項に問題が生じた場合は、その都度、甲、乙、丙が誠意をもって協議し解決するものとする。

協定締結の証として本書 通を作成し、甲・乙・丙おのおの署名押印の上、各1通を保管する。

(参考例)

平成 年 月 日

甲 住所
氏名

印

乙 住所
氏名

印

丙 住所
氏名

印